



# りそな銀行アジアニュース

平成 22 年 10 月 27 日  
りそな銀行 法人ソリューション営業部 国際業務室

【上海駐在員事務所】

## 「契約違法行為監督処理弁法について」

2010年10月13日、国家工商行政管理総局は、「契約違法行為監督処理弁法」(国家工商行政管理総局令第51号・2010年11月13日より実施)を公布しました。本通知は、①契約による詐欺行為、②賄賂・脅迫・共謀などの不法行為による利得、③契約書の違法条項について明確にし、特に、消費者を保護するため、事業者が自身の責任を免除し、消費者の責任負担を増加させ、権利を排除するような不平等条項について、詳細に規定しています。内容は以下の通りです。

### 1、契約による詐欺行為の禁止。

- |   |
|---|
| ・ 架空の契約当事者、または、不正に他人の名義を利用し契約を締結すること。     |
| ・ 架空の商品仕入・販売ルート、偽りの情報により、契約の締結、履行に誘導すること。 |
| ・ 事実上履行が不可能な条項を悪意に設け、相手方を履行不能にさせること。      |
| ・ 偽りの理由で契約を中止させること。等                      |

### 2、賄賂・脅迫・共謀などの不法行為による利得の禁止。

- |   |
|---|
| ・ 賄賂や脅迫などの手段で、または、共謀して契約を締結・履行し、国家や社会の公共利益を損なう行為。 |
| ・ 国が売買を禁止、または、販売を制限している商品を不正に売買する行為。等             |

### 3、事業者が消費者と締結する契約書における違法条項の禁止。

- |  |
|--|
| ・ 事業者が契約書に自分の責任を免除する条項。<br>(人身傷害の責任、故意また重大過失による財産損失の責任、提供した商品・サービスへの保証責任、違約責任等を免除する規定等。) |
| ・ 事業者が消費者の責任負担を増加させる条項。<br>(法定または合理的な金額を上回る違約金、提供側が追うべき経営リスクなどを消費者に負わせる規定等。)             |
| ・ 事業者が消費者の権利を排除する条項。<br>(消費者の契約変更・解消の権利、違約金や損害賠償を請求する権利を排除する規定等。)                        |

本通知により、事業者と消費者間との契約で、従来問題となっていた「本契約の最終解釈権は事業者側にある」、「消費者は如何なる理由があっても返品は不可」などの、いわゆる「霸王条項」が違法とされ、消費者側の権利が保護されました。

また、本通知により、違法行為が発生した場合の処罰についても規定され、関連法規がある場合は、それによる処理、関連法規がない場合は、罰金が科されることになりました。罰金は、3万円を上限に違法行為による利得の3倍、違法行為による利得がない場合は、1万円以下と規定されています。

出所: 国家工商行政管理総局ホームページ  
照会先: 法人ソリューション営業部 国際業務室 (東京) 電話 03-6704-2723  
(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。

\* 禁無断転載